

17. 評価書の補正

17. 評価書の補正

環境影響評価書の作成にあたっては、国土交通大臣の意見を勘案するとともに、環境影響評価書の記載事項について検討を加え、必要な補正を行った。また、一部説明等の補正も行った。

補正前の環境影響評価書から記載事項を補正した主な事項を表 17-1 に示す。

表 17-1 評価書の補正

補正した項目	ページ	補正前の評価書での記載事項 (《 》は記載箇所を示す)	補正後の評価書(本書)での記載事項
第4章 中部国際空港が推進している環境対策			
4.3.3	4-18	—	ハヤブサのバードストライク対策について下記のとおり追記 4) ハヤブサ 空港内では繁殖しておらず、空港のバードパトロールにおいて目撃例はないことから、頻繁に空港周辺に飛来する種とは考えにくい。発見された場合は、ミサゴと同様の対策を行うこととしている。
4.6.4	4-56	—	(5) 「ゆたかな海を知ろう！セントレアの海クリーンアップ」活動の項について令和6年度の取組内容を追記
第10章 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果			
10.6 水質			
10.6.1	10.6.1-11	《表 10.6.1-11 工事開始後5~7ヶ月目の排水区別の浮遊物質量(SS)流出量》	参考としてアスファルト乳剤を散布しない場合の濁水中浮遊物質量(SS)濃度を追記
第14章 環境影響評価準備書に対する住民等の意見の概要及び地方公共団体の長の意見並びに事業者の見解			
14.1	14-47	《表 14.1-3 (46) 住民等の意見の概要及び事業者の見解》 (住民等意見 No. 78 に対する事業者の見解) 「なお、今回の予測対象に含まれていない1・6・7排水区では、排水中の浮遊物質量濃度は、アスファルト乳剤の散布を行わない場合でも、排水基準を下回ります。」	表 10.6.1-11 に、参考としてアスファルト乳剤を散布しない場合の濁水中浮遊物質量(SS)濃度を追記したことを受け、事業者の見解を下記のとおり見直し 「なお、今回の予測対象に含まれていない1・6・7排水区では、アスファルト乳剤の散布を行わない場合の濃度(裸地面積最大時)はそれぞれ 17mg/L、81mg/L、66mg/L と想定され、排水基準を下回ります。」

